



Title	「廃娼運動家」論・再考：久布白落実と『婦人と日本』（1950～1965）
Author(s)	林，葉子
Citation	日本学報. 2005, 24, p. 63-84
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/77122
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「廃娼運動家」論・再考

— 久布白落実と『婦人と日本』（1950～1965）—

林 葉 子

はじめに —— 『婦人と日本』について

1. 民主主義論 —— 「市民」／「国民」再論
2. 買売春をめぐって
3. 人口問題と移民への関心
4. 「混血児」論から世界平和論へ

はじめに —— 『婦人と日本』について

久布白落実^{くふしろおちみ}（1882－1972）は代表的な「廃娼運動家」として、廃娼運動史にその名を連ねられてきた。しかし「廃娼運動家」とは何者か。そもそも「廃娼運動家」と名づけることで彼女の何かが分かるほど、廃娼運動は一枚岩的なものでありえたのか。「廃娼運動家」と名づけられた他の人々と、彼女の思想は、どこが同じで何が異なるのか。問われるべきそれらの問いへの答えは用意されないまま、「廃娼運動家」は、あるときは「人権闘争」の「闘士」としてたたえられ、近年では、娼婦を蔑視し不当に貶めた加害者として激しく非難されているのである。久布白落実もまた、個人としての顔を持つことなく「廃娼運動家」として賞賛され、あるいは断罪されてきた。

本稿は久布白の1950年代の思想的変遷を中心に論じており、既発表の拙稿²⁾の続編であるが、ここで明らかにする彼女の思想は、先行研究が描き出してきた「廃娼運動家」・久布白落実のイメージとは大きく異なるであろう。史料として本稿が『婦人と日本』（1950－1965）を扱うのは、それが久布白の個人誌であるため、他誌、たとえば日本基督教婦人矯風会（以下、矯風会と略記）機関誌である『婦人新報』と比較して、より明確に久布白の主張が表明されていると考えるからである。『婦人と日本』についての先行研究は皆無で、管見では、久布白に言及した研究文献・論文のうち『婦人と日本』の存在を示唆したものは高橋喜久江著『久布白落実』（2001年刊）のみである³⁾。『婦人と日本』は、知られざる史料であった。

『婦人と日本』の執筆は、投稿記事を除いては、久布白落実本人と久布白三郎（1914～？、落実の三男）の二人によるものである。創刊号は1950年8月30日発行。創刊当初『婦人と日本』は英字新聞“Japan through Women”（未見、1935年から久布白落実が発行し続けた「日本で唯一の婦人英字新聞」、戦時中はその発行を一時中断）の「附録」という位置づけであった。発行所はジャパン・ウイメン社、「一ケ年発行六回、定価金百圓」、第3号からは「外国年一弗」と加えられている。広告等の記載から『婦人と日本』と“Japan through Women”はセット売りされていたことがわかる。『婦人と日本』は現在、国立国会図書館の蔵書検索NACSIS web-catでは確認できないため、全国の図書館における所蔵状況を把握するのは困難である。矯風会本部にその原史料が保管されており、本研究にはそれを使用している。

『婦人と日本』は第8号から第90号まで月刊誌と名乗っていたが、実態として月刊だったのは1958年度までであった。創刊号は4頁のみのパンフレットで、第2号から8頁になり、第6号以降は12頁で発行されている。第8号以降、ページ数、定価ともに第90号まで、ほとんど変更はないが、年間の発行回数が徐々に減り、1959年度が年間6回、1960年度が4回、1961年度が2回、1962年度については、その発刊が確認できるのは8月1日発行の第88号のみで、最終号であると思われる第90号の発刊が1965年5月1日である⁴¹。発行回数減少の理由について『婦人と日本』は久布白三郎の体調不良と説明しているが（『婦人と日本』第81号、1959（昭和34）12月）、久布白落実は1962年に矯風会の会頭に就任しており、その業務の多忙も理由の一つであったかと推測される。

『婦人と日本』発刊の目的は何か。久布白は「日英両紙とも、海外の友へ、日本の声をお伝えするのに、役立せ度い念願です」と書いている（『婦人と日本』第6号、1951（昭和26）年7月）。そのほか「世界の愛読者の皆様！」といった語りかけ等からも『婦人と日本』発刊の目的の一つがこの「海外の友へ、日本の声をお伝え」することであるとわかる。紹介される海外の読者の手紙は、ブラジル、アメリカ、アルゼンチン等、主に南北米からのものである。また後述するように久布白は日本人にも海外移住を呼びかけて、誌面において情報提供を行い、ブラジル、ペルー、ニューギニア、インド等、とりわけブラジルのアマゾン川流域への農工業移民を推奨している。久布白が英字新聞“Japan through Women”を発刊することになったきっかけは1935年の南北米旅行であったが、3ヶ月の滞在期間のうち、サンパウロと北部アマゾン地方にそれぞれ2週間ずつをあてており、久布白落実のブラジルへのこだわりは、既にこの頃から見られる。この英字新聞創刊の目的についても「自分は一九三五年以来、ジャパン・スルーウイメン社を設立して、世界の友に物云ふことは始めて居た、それは我が女性が殆んど世界に声を持たぬ故である、たとひ端書き便り

でも何か声を出したい念願であった」と述べている（『婦人と日本』第43号、1955（昭和30）年7月）。『婦人と日本』発刊のもう一つの目的として、久布白が、婦人参政権が定まって後の選挙に3回立候補して（1946年4月10日、1947年4月20日、1950年6月4日）、いずれも落選したため、後援会の人々への「やむに止まれぬ気持ちから、この小新聞を発行」したとの記載がある。久布白の立候補は自由党からであったためか、『婦人と日本』創刊号には当時の自由党幹事長佐藤栄作の「所感」が掲載されている。

『婦人と日本』の構成は、毎号ほぼ同じである。巻頭に久布白落実による「社説」、続いて時事評論としての「時局雑感」（後に「社会時評」から「月間展望」へ、さらに「世界展望」へと改めている）、特集記事や書評、「随筆」「小話」が何本か掲載され、最後に「私の日記」として落実の日々の活動が報告され「編集後記」で締めくくられている。その内、久布白三郎が担当しているのは主に随筆と取材記事で、芸術（音楽や詩等）を扱ったものが多い。久布白三郎は朝鮮や中国の詩を用いて自ら作曲したり、小説を書いたり、徳富蘆花についての連載「蘆花随想」（第25号～第90号）を執筆したりしている。徳富蘇峰と徳富蘆花はともに落実の叔父にあたるため、落実が彼等について論じた記事も多い。また落実の出身地・熊本の同郷である高群逸枝についても言及している。

特集記事は数号にわたって連載されるものも多い。創刊号からの連載は「婦人と法律」で、第1号は「生活保護法」を扱っている。特集記事のテーマのみならず、『婦人と日本』全体の印象として、この冊子が中心的テーマとして扱っているのは「政治」である。久布白は、過去の女性に最も欠けていたのは政治的思考であると考え、またそうであるからこそ政治を語る日本人女性としての自分を「世界」に向けてプレゼンテーションしようとしてみたのであろう。そもそも久布白にとって廃娼運動とは、そのスタート地点から、単なる「道徳」問題ではなく「政治」や「法律」の問題であり、彼女が個人誌を発行するにあたって「民主政治」をその中心テーマに据えたのは自然な流れであった。彼女が「民主政治」というとき、それがほとんどそのまま廃娼論でもあるのは、彼女が「廃娼」を「民主政治の基本である人権思想」（『婦人と日本』第26号、1953（昭和28）年10月）と位置づけているからである。

1. 民主主義論——「市民」／「国民」再論

「民主主義」や「人権」、あるいは「市民」や「国民」といった概念についての久布白の考え方は、それ自体、抽象的な議論として展開されたのではなく、具体的問題に即して論じられたものである。彼女の関心は常にそれら具体的問題の解決にあって、文面からは、「民主主義」や「人権」といったテーマについての理論的功績を残そうとの意図は感じら

れない。しかし、そのような彼女の民主主義論をここに敢えて抜粋するその理由は、次節以降で述べる「買売春」「人口問題と移民」「混血児」といった具体的テーマについての彼女の主張が、一見、つながりなく論じられているように見えながら、実のところ一貫性をもっており、それらをつきつめたところには彼女の民主主義論における「世界市民」の理想が見えるからなのである。彼女を単に「娼妓運動家」と名づけることによって、その思想的広がりをつかむことはできない。

そして、久布白がかつて1920年前後に「市民」という言葉を用いて自らの思想を表現しようと試み⁶⁾、『婦人と日本』で再び「世界市民」について論じていることの意味を考えるとき、一般に「市民」という言葉が日本で受容されるにいたった過程について先行研究で論じられてきたこと——すなわち「市民」という言葉が知識人によって肯定的な意味で用いられるようになったのは1950年代後半で、それ以前に「市民」とりわけ「世界市民」という言葉が肯定的に論じられるのは稀であったという見解⁷⁾——を考慮に入れるならば、1950年代前半の久布白の「市民」論および「民主主義」論の特異性が、いっそう浮かび上がってくる。

戦後の久布白の民主主義論は、1910年代から彼女が一貫して論じ続けてきた「ホーム」論の延長線上に展開されている。「自我」を出発点として、「家」、「市」、「国」をそれぞれ中間団体的な「ホーム」として徐々に政治的「訓練」の場を広げ、「神のホーム」としての世界を「建設」というキリスト教的思想に基づき、久布白は既に1920年前後から「市民」という言葉を用いて「デモクラシー」を論じていた。『婦人と日本』の「民主主義」論や「市民」論は、戦前から連続する自身の「ホーム」論を、新しい時代の言葉におきかえて再論したものである。

ただし『婦人と日本』発刊当初の彼女の民主主義論においては、「愛国心」が「民主政治」のために必要不可欠なものとして重視されていた。国家への「愛」は、二度の世界大戦において「軍国主義を誘発」した歴史があるが、それでもなお「全世界の人類への愛」はこの「正しい強い愛国心」の発展形であるとしている。そしてその「愛国心」をベースとした「全世界の人類への愛」が、「我が兄弟であるアジア諸国の信用と愛を回復する」という「急務」のために必要だと論じている（『婦人と日本』第3号、1950（昭和25）年12月）。「国民意識」が軍国主義と結びついた過去を批判的に言及しながらもなお「愛国心」にこだわるのは、彼女の「ホーム」論が、「一身」すなわち個人が、「家」や「国」における「訓練」を段階的に経て、その後によりやうく「世界」に到達できるという考え方であり、「個人」が一足飛びに「世界」と結びつくことは不可能であるとする断念からであったと思われる。

しかし久布白における「愛国心」および「国民意識」についての論調は、時の経過とと

もに変化してゆく。以下は1952年に書かれたものの抜粋である。

我が国で市民という言葉が使はれ出したのは、さう遠いことではないやうです。現在では、単にある都市に住む人という意味ばかりではないでせう。「世界の市民」などという言葉も使はれます。民主主義はこの言葉の意義の徹底した表現にあるでせう。（『婦人と日本』第14号、1952（昭和27）年7月）

市民的精神は、単に一国内にとどまらず、世界的に広がってゆかなくてはなりません。明治以後の我々日本人は、国民精神は恐らく何人もが持つてゐたでせう。これは自分の国の中だけでは、団結と相互扶助の精神を養つたでせうが、他国民に対しては、武力による競走又は^{（ママ）}圧迫を与へ、民族的差別意識を多分に養いました。これは世界各国の市民の最大不幸の原因であります。あまりに、自らの民族意識に固執した、熱狂的な国民意識はどうしても克服されねばなりません。（中略）我が国の新憲法で戦争放棄を宣言したことは、全く国民精神による団結力によつて、武力的に国際問題を解決しようとはせず、世界の正義と、法律によつて、世界的市民の観点に立つてあらゆる国際問題を解決してゆかうという理想をかかげたのに外なりません。（『婦人と日本』第16号、1952（昭和27）年10月）

久布白はこの「市民精神」を「一国家の政治よりもつと大きいもの」とであると論じる（同上）。すでに前掲拙稿に論じたように、戦前の久布白は「国民的自覚」をもつことを「国際的自覚」をもつための「訓練」とであると考えたために「市民」と「国民」の差異を重視せず、国家権力の問題を等閑視して、無自覚のうちに「市民」論を「国民」論へとすりかえていった。しかしここに至り、久布白は「市民精神」を「熱狂的な国民意識」を克服するための砦として位置づけるようになったのである。1952年という時期に久布白が「国民意識」を「民族的差別意識」との関わりで批判しているのは、ほぼ同時期に論じられはじめる彼女の「混血児」論とも密接な関わりを持つ。彼女の「国民」観にみられる変化は、「混血児」をめぐる養育費等の具体的問題と直接対峙するなかで生じたものと考えられ、その「混血児」論については本稿4で検討する。久布白の「国民」と「市民」をめぐる発言は、その後、1956年9月にメルボルン・オリンピックを評して「スポーツを通してのナショナルリズムよりも、世界市民たるの大きな襟度に生き度い」と論じ（『婦人と日本』第54号、1956（昭和31）年9月）、1957年6月には原水爆実験問題に言及して「凡そ国家主義なるものが、如何に人類普遍のヒューマニテイなるものを平然とふみにじるか」と述べるなど（『婦人

と日本』第61号、1957（昭和32）年6月）、ナショナリズムをこえて「世界市民」をめざすという方向性については変化がないように思われる。

久布白落実が民主主義を論じるとき、そのモデルとして重視するのはイギリスであり、イギリスの政治、文化、歴史に対する彼女の敬意は、民主主義論のみならず、本稿2で述べるように国家の性病予防政策に対する彼女の姿勢にも同様に見られる。⁸⁾「如何なる思想も国民がその良識によつて、生かし得るのが英国民でしょう」（『婦人と日本』第13号、1952（昭和27）年6月）、「英国のこの健全さ、しぶとさ、根強さ、これは一体どこから来たものだらうか」（『婦人と日本』第14号、1952（昭和27）年7月）という絶賛ぶりである。それに対し、アメリカに対する久布白の姿勢は屈折している。敗戦直後のアメリカの日本に対する「友好的」姿勢に「感謝」の言葉を述べつつ、自身の「護憲」と「平和」を支持する立場から「自衛のための再軍備」には反対して、アメリカの「無理押しに再軍備と云ふ処へ押し込」む姿勢に違和感を示し（『婦人と日本』第8号、1951（昭和26）年12月）、米軍に対し「混血児」問題等の解決を求める姿勢を繰り返し示している。彼女のアメリカへの反発は原爆に対する怒りとしてもあらわれていて、世界最強の軍事力を持ったアメリカを評して「凡そ強大なる一つの国家が、その強大ということと、自らの正義とを同一視して、他の国家に対し、指導的又支配的立場を取る位、恐るべき禍根を残すことはない」と述べている（『婦人と日本』第30号、1954（昭和29）年4月）。また「ただ我等として此際特に世界に向つて為すべき事があるとするならば、其最大なものは原水爆の問題であらう」と論じ（『婦人と日本』第33号、1954（昭和29）年7月）、女性たちの原水爆反対署名運動を「男性に引きずられた国家主義的傾向より、広くぬけ切れなかった女性が、世界の平和、人類の幸福という、大きな意識に伸び上つて来た」として、その可能性を高く評価している。ただし、日本女性の反戦運動には「先づ自分の夫を取られ次に又将来の我が子を取られるという、頗る利己的にも思へる個人的感情に左右されてゐるように思はれる傾向が多分にあり、真に女性として国家的に又国際的に、己が苦難を通しての大きな愛に目ざめるというところがあり見えない」と、その限界についても指摘している（『婦人と日本』第40号、1955（昭和30）年4月）。久布白は、戦前の矯風会活動が「世界の平和」を目標に掲げながら戦争を防げなかったことへの自戒を込めて「全国女性が自ら新しく目醒めた思想、より社会的より国際的な博愛的感情に基いた行動に出ぬ限り、かへつて国家そのものに或る欠陥を生じる」と論じるのである（『婦人と日本』第46号、1955（昭和30）年11月）。

2. 買売春をめぐる

『婦人と日本』において、久布白落実のアメリカ批判が最も多くみられるのは、基地問

題、とりわけ基地周辺の「風紀」をめぐる問題についてである。またその基地問題と密接に関わるかたちで「売春禁止法の制定を急」ぐことの必要性が説かれ、その運動はやがて1956年の売春防止法制定への道筋ともなっていく。たしかに、久布白らが戦前から訴えつづけてきた「廃娼」は、GHQによってもたらされたものでもあった。1946年1月21日付のGHQによる「日本帝国政府に対する覚書」は、「デモクラシーの理想に違背」する公娼制度の廃止を日本政府に求め、これを受けて発令された内務省令第三号によって、公娼廃止が実現したのである。しかし、久布白は敗戦直後、東久邇内閣の山崎内務大臣と橋本警保局長を訪問し、GHQが指令を出す前に日本政府が自ら公娼を廃止するようにと訴え、その際、彼女は橋本警保局長に「この期に及んで腹の切りようも知らぬでは困る」と迫ったと伝えられている⁹⁾。

久布白は、売春防止法制定に至るまで、常にその制定促進運動の中心にいた。公娼制度復活反対協議会（1951年11月結成）の会長として、矯風会、日本YWCA、日本婦人有権者同盟、大学婦人協会、日本婦人平和協会の5団体をまとめ、「婦女に売淫をさせた者等の処罰」についての「勅令第九号」を国内法とするため、96万余りの署名を集めて国会に要望した。公娼制度復活反対協議会が解消されて新たにつくられた純潔問題中央委員会（1952年6月結成）では、久布白は副会長になり、1953年1月10日、その純潔問題中央委員会が売春禁止法制定促進委員会となると、久布白はその委員長になった。売春禁止法制定促進委員会は、その最大時、33団体が参加したとされる。その活動は1956年5月24日の売春防止法公布後も続き、同年10月15日に行われた売春防止法完全実施要求国民大会の後、売春対策国民協議会へと改組されたが、その協議会の会長も久布白であった。売春禁止法制定促進運動の組織は、中央だけではなく、全国の各地域につくられており、久布白は、それら全国各地の団体へ足を運び、助言を行っていたようである。こうした活動の詳細を、久布白は『婦人と日本』の「私の日記」欄に記している。

ところで、久布白のアメリカ観と売春防止法との関わりをめぐるのは、藤目ゆきがその研究の中で批判的に言及している。この論点について、結論からいえば、本稿の見解は藤目の研究とは対立するものである。藤目はその研究の中で久布白ら「廃娼運動家」について「GHQとの良好な関係を背景に、日本人女性の『醜状』を嘆き、娼婦の性病取締を嚴重にするように提言、『取締の徹底』として、立ち入り臨検や強制収容など徹底した管理統制を唱え」「女を主婦と娼婦に分断する二元論的女性観を深く内面化し、娼婦を敵対的『他者』とみなし」と評価し、日本の廃娼運動にはジョセフィン・バトラーの廃娼思想にみられるフェミニズムは全く存在しなかったと論じている¹⁰⁾。このような批判は、久布白に対する評価の根幹に関わるものであるので、以下に検討する。

久布白の英字新聞“Japan through Women”創刊のきっかけでもあった1935年の南北米旅行で、3ヶ月の滞在期間の内、最初の2ヶ月はアメリカ合衆国における研究にあてられていたが、藤目の批判は、5つの研究項目のうちの1つ、「米国社会衛生協会の成立、運用」すなわち「アメリカン・プラン」を日本に紹介したという点に対するものである。藤目は、久布白のアメリカ研究が「アメリカン・プラン」への「信望」によるものであり、その「信望」は「占領期もその後もなんら揺いだ心配がない」と論じ、「アメリカン・プラン」のもつ差別性、すなわち、軍隊を性病から保護するために女性に対する強制的な性病検査をおこない彼女たちの人権を蹂躪したその差別性を、久布白もまた共有していたと断じている。しかし藤目がそのように久布白を批判するときの根拠は、単に久布白が渡米、研究して、いくつかの報告書を出したという事実以上のものではない。久布白の海外訪問は1935年の南北米旅行だけでなく、アジアの各地、ヨーロッパの各地をたびたび訪れており、なぜ1935年のニューヨーク訪問だけが特別視されるのか疑問であるし、なにより久布白の研究報告書について、その詳細が検討されないままに、彼女の思想のフェミニズム的側面が全否定されるのは不当である。

久布白の研究報告書は「今度内務、文部、拓務の各省から囑託の辞令を受けて出たので、帰朝の上各省に報告せしものの写」として出版されている（久布白落実『南北米百五十日の旅』日本基督教婦人矯風会発行、1935年¹¹⁾）。ここには「米国社会衛生協会の成立、運用」についての研究が、その研究項目の一部にすぎないことが明示されている。また『婦人新報』誌上にも研究報告が掲載されており、ここで、彼女が「アメリカン・プラン」に言及している論文の中で、同時にイギリスの「性問題」にも言及し、英国の性病予防対策に対するジョセフィン・バトラーたちの反対運動について論じていることは見落とされてはならない。イギリスでは、1864年に伝染病法（C D法）と呼ばれる娼婦の管理と性病予防のための法律が成立したが、ジョセフィン・バトラーは、女の側ばかりを検診の対象とする性のダブル・スタンダードに基づくこの法律を批判し、C D法撤廃運動の象徴ともいえる女性である¹³⁾。このバトラーについて、久布白は次のように述べている。

この制度〔強制的な性病検査制度〕に対する、最初の最も強力なる反対は、この英国から起つた。それはかのジョセフィン・バトラー女史の運動である。よし如何に軍隊が国家に必要であらうとも其健康を守る為めに、同じ国民の一員たる妙齡の女子を、これが為めに犠牲にすべき筈がない。それは決して正当なる方法ではない。男子も女子も共に神の子たるものが、一方を凌辱し墮落せしめて、他方の強健を期し得る筈がないと説き、人道の叫びを挙げた。この為めに終ひに英国では、国民的良心の覚醒と

なつて、廿年足らずの内に終ひにこの公娼制度の全廃を見るに到つたのだ。（久布白落実「純潔日本の建設（三）」『婦人新報』1936年3月、傍点および〔 〕内は筆者）¹⁴⁾

久布白は、すでに1910年代から性のダブル・スタンダードに対する批判を行っており、1930年代半ばになって国家の性病予防対策に向き合った際に、彼女がジョセフィン・バトラーを想起したことは自然なりゆきであつたともいえるだろう。また上記の引用文で注目すべきは、国家による強制的な性病検査制度を久布白が「公娼制度」と言い換えている点である。すなわち、久布白のいう「娼婦」は、国家による強制的な性病検査を、いかなるかたちで実施されるものであれ批判する議論である。

そして戦後の久布白が買売春問題を論じるときにも、やはりジョセフィン・バトラーに言及して、次のように述べている。

英国は性病国策として国会にかけて公娼制度を入れたと云ふ珍らしい国である。然し検査制度が施かれた時、之に対して憤つて立ち上つたのは婦人であつた、即ち、人権蹂躪と云ふ点である。ジョセフィン・バツラーなる大学教授夫人が最先きに戦頭に立つて倫敦市内二千人の婦人の名をもつて堂々たる抗議文を新聞に公表したのを手始めに東奔西走悪戦苦闘の後終に国論を一変せしめてこれを全面的に撤廃することとなつた。それは一八八六年のことである。（『婦人と日本』第29号、1954（昭和29）年2月）

さらに久布白のイギリスの「性問題」への関心の高さは、彼女が娼婦について論ずる際にイギリス文学を引用していることからわかる。イギリス訪問の際に久布白自ら買いもとめたテニスの詩集のなかから、彼女はある娼婦についてのエピソードを紹介する。その娼婦は、2、3歳の子供をつれていて、その「誠実な心だて」に心打たれたある青年が、彼女に結婚を申し込む。するとその結婚の申し込みを断って、娼婦はこう言うのだ。「（前略）若様の心の底には、私共親子を憐れんで仰つて入らしやるのが真実で御座いませう、若様私もさんざん悲しんで泣いて。泣いてたうとう辿りつきました一つ足場に、それはこの子の父は天の神様だと云ふ事です、私は泥の中でこの子を生みましたけれど、この子が神様の子である事には差しさわりはありませぬ、私はこの子を神様の子として育てます。誰れからも憐まれず蔑まれず神様の子として育てます」（『婦人と日本』第20号、1953（昭和28）年4月）。テニスの詩を介して、久布白が描き出す娼婦像は、憐れみや蔑みの視線を拒否して我が子を「神様の子」と主張する女性の毅然とした姿である。「泥の中」に生きる女性が同時に「神様の子」の母であるという物語。ここには前述のジョセフィン・

バトラーにみられる「マドンナとマグダレンの本質的同一性」¹⁶⁾を見てとることができる。

このような久布白のバトラーへの関心は、買売春を禁ずる法律制定へ向けた久布白の運動において、売春の当事者である女性の人権が侵害されてはならない、という主張としてあらわれる。¹⁷⁾

如何に売春の定義を定めて見ても、之を個人の性行為に適用する場合は極めて捕捉困難であり、又人権侵害の恐れもあり、又適用し得ても、之を自然犯〔泥棒と同じ〕の範疇で罰することは酷に失すると思うが、膽張明白な犯罪は、婦女子に売春をさせる行為であり、婦女子の肉体を公然と商品として社会的に公示し、それによつて生計を立てているものでなくてはならない。これは民主主義の根本精神に反する人権冒瀆罪であり、それは全く強盗強姦と同じく、明白なる自然犯の範疇に入れて罰してしかるべき行為なのである。之に反し、街娼等の倫落女性に対しては、成るべく行政的保護処分を取り、その人権を出来るだけ傷つけることなく、保護厚生の道を拓くべく施策を構^(ママ)すべきであらう。この売春問題こそは、ややもすれば何人も真の社会悪と、単なる個人悪と混同してう恐れのあるものである。法律は真の社会悪にこそ最も適切なものでなくてはならないと思う。（『婦人と日本』第43号、1955（昭和30）年7月、傍点筆者）

売春防止法は1956年5月21日に参議院本会議で成立した。同年5月30日発行の『婦人と日本』第51号の社説において売春防止法の成立を喜ぶ言葉は見られず、彼女が語るのはその「善後策」「法律通過後の措置」の必要性である。同号の「月間展望」欄が扱っている4項目は、順に「漁業交渉と日ソ国交」「教育法案と社会党の暴行」「売春防止法の成立」「ブライス勧告と沖縄問題」であり、売春防止法成立をとりたてて重視するわけではなく、特集記事も組まれていない。6月30日発行の第52号には売春防止法についての記事がなく、同年末に一年の出来事をふりかえって書かれた記事の中には「売春防止法はともかくも通過した、そして政府は雀の涙程でも予算を取り、婦人相談員を造ることに着手された。たとえどんなに荒つばい綱でも張られないよりはよい。又如何に僅かでも全くしないよりはましである」と書いている。矯風会の機関誌『婦人新報』にも久布白の売春防止法についてのコメントが掲載されているが、ここでは『婦人と日本』とは異なり、売春防止法の通過について「大きな喜び」という表現がある。しかし同時に「法自身に相当目の荒らさがある丈けでなく、実施期間に猶予がある」ことを批判している（久布白落実「売春防止法の通過に当りて」『婦人新報』1956年6月号）。

久布白は売春防止法実施後、この法律に意義を見出そうと、引き出しうるプラス面についても論じている。そこでは、たとえば「売春犯罪感を徹底させよう」（『婦人と日本』第70号、1958（昭和33）年5月）といった言い回しも用いられているが、久布白のいう「売春犯罪感」とは「売春婦」を「犯罪者」として他者化する概念ではなく、むしろその逆の意味で用いられた言葉であることに注意する必要がある。¹⁸¹「売春犯罪感」については、次のように説明している。

言うまでもなく今度の法律〔売春防止法〕は、敢て売春そのものは罰せず、凡そ女性の肉体を商品化するあらゆる場面を罰している。これは我国社会における対女性意識の根本的革命を来すものであり、それには従来女性の性的隷属性から、女性が自らの性的自主性を強く意識しなかつたならば、この法律の貫徹は期せられないであらう。（『婦人と日本』第67号、1958（昭和33）年2月、傍点および〔 〕内は筆者）

「犯罪」であるものとは、「売春婦」の存在ではなく、買売春を生じさせる「場面」である。すなわち、その買売春の「場面」とは、女性から「性的自主性」を奪い「性的隷属性」を植え付ける「我国社会における対女性意識」であり、そのような「対女性意識」こそが「犯罪」だと久布白は論じるのである。そして女性の「性的自主性」の欠如は、なにも「売春婦」だけに限った問題ではなかった。久布白は、日本における人権問題のうち、「その最も顕著なるものは、婦人の労働問題と、家庭における婦人の立場、又人身売買に関する問題であらう」と述べ、「家庭における婦人の立場」と「人身売買問題」すなわち買売春問題とを並置し、ともにそれを「社会的経済的に弱者の位置に立つ婦人」の「人権」問題として論じている（『婦人と日本』第27号、1953（昭和28）年11月）。また「我が国の公娼制度そのものは、我が国の家族制度における女性の人権無視の精神が社会の最下層にしわよせられて出来上がつてゐた」とも述べている（『婦人と日本』第51号、1956（昭和31）年5月）。久布白にとって、娼婦の「人権」は、すべての女性にとっての「人権」と同義であったのである。

3. 人口問題と移民への関心

久布白落実が『婦人と日本』創刊号で、自ら取り組むべき課題として挙げたのは、民主化、娼婦、そして移民による人口問題の解決である。移民、とりわけブラジル移民によるアマゾン開拓に、彼女は最晩年にいたるまで強い関心を持ち続けていたとされる。¹⁹¹移民による人口問題の解決を重視する理由として、彼女は、人口問題が「人身売買」すなわち「日

本女性の貧困ゆえの人権喪失」につながるという点を挙げている。「人身売買」が行われるのは「我が農村に依然たる封建思想があるからであると論じ、とりわけ「農村の過剰人口」を問題化し、農業移民をすすめようとするのである（『婦人と日本』第26号、1953（昭和28）年10月）。さらに彼女は、日本人移民は世界の食糧問題をも解決すると主張する（『婦人と日本』第3号、1950年12月）。

しかし『婦人と日本』創刊当初の彼女の移民論と、そこで展開される「日本人」論には、ある種の危うさがつきまとっていた。「日本人」に遠方の「熱地寒地」へ移住を勧める理由について、彼女は「日本人」が「寒暑いづれにも耐へつつ働き得る優秀なる体質を持つ人種」であるからと説明しているが（『婦人と日本』第4号、1951（昭和26）年2月）、こうした彼女の「人種」観は、戦前から継続してみられるものである。たとえば『湯浅初子』（1937年刊）は、ブラジル移民をめざした叔母についての評伝であるが、国境をわたり「ブラジルの土」となった湯浅とその家族でさえもなお「大和民族」という語りに回収してしまう²⁰¹。しかし、この評伝には同時に「白人から黒人、印度人までの〔中略〕凡有る程度の雑種」の国・ブラジルへの憧憬が綴られてもいるのである。「大和民族」の誇りと「雑種の国」への憧れと。それら両者が奇妙に同居していたのが、当時の彼女の「民族」をめぐる語りの特徴であった。

久布白も、かつて人々の海外移住が草の根の侵略となったことを意識していないわけではなく、オーストラリア、フィリピンなどで日本国と日本人に対して「相当深刻なる疑惑と警戒をもたれて」いるため「この国際的ギャップを如何にして克服融和してゆくか」が「大問題」であると述べているが、その「克服融和」の方法は「其土地と民を愛し奉仕の念をもつて行く」ことであるとして、きわめて楽観的な論調でしめくくっている。過去をふりかえり「我々日本国民は、中国や朝鮮の人々に対し、甚だしく不当な優越感を持ち、彼等とのあらゆる接触面において、自己の権利をギリギリの点まで相手側に押付け、他国民の立場と心理を無視した非寛容さは、今次大戦の大なる原因であり、又戦後の各種の悲劇の原因でもあつたでしょう」（『婦人と日本』第12号、1952（昭和27）年4月）とも述べているが、このような論じかたによっては、戦時中の日本人のアジアにおける振る舞いが「愛」や「寛容」の欠如という個々人の心懸けの問題にのみ還元されてしまう。

しかし『婦人と日本』の15年間で、彼女の「民族」観は揺らぎつつ、徐々に変化している。“Japan through Women”、そして『婦人と日本』というタイトルは、これらの個人誌で扱おうとした最大のテーマが「日本」であり「女」であることを如実にあらわしているが、「日本」および「日本人」とは何かという問いの答えを、彼女はあらかじめ用意していたのではなく、むしろ個人誌で時事問題についての考えを表現し続けるという作業を通

じて、「日本」とは何かという問いに対する答えを自ら探っていたものと思われる。次節で論じる彼女の「混血児」論は、そうした文脈において重要な意味を持つテーマだったのであり、彼女の「日本人」論が「世界市民」論へとたどりつくまでには、民族観の深まりが不可欠であった。

ところで久布白の「人口問題」への発言に特徴的なのは、産児調節に対する消極性である。日本人の海外移住には数々の障壁があることを意識していながら、なぜ産児調節ではなく移民なのか。彼女は産児調節について全く言及しないわけではないが、産児調節の話題は移民についてのそれへとすり替えてしまう。久布白が『婦人と日本』を発行し続けていた時期、人口問題をめぐり、日本の国策は転換期をむかえていた。受胎調節を普及させ人口を抑制するという方針が国策として宣言されたのは1954年10月のことであるが²¹⁾、久布白が『婦人と日本』で産児調節の必要性を論ずるのは1954年5月からであり、産児調節運動がすでに敗戦直後から再開されていたことを考えれば、この1954年の久布白の産児調節論は後追的な観を否めない。彼女は「自分は産児調節反対論者であつた、一度も今日までこの問題で筆を執つたことはない。然し今日どうしてもこれについて筆を執らざるを得なくなつた」と記しているが（『婦人と日本』第31号、1954（昭和29）年5月）、背景には、1948年に優生保護法が成立し、その後の改定による中絶の要件緩和があり、久布白は、受胎調節思想を広めなければ中絶件数が増えてゆくと考え、「かうなれば産児を一度胎内に宿してから処分するよりも、始めから宿らせない方がよい」と考えるようになったのである。

久布白は加藤シヅエとの個人的親交もあるため、産児調節についての情報が欠けていたとは考えにくく、彼女が人口問題を論ずるときに産児調節ではなく移民を強調するのは意図的なことであったと思われる。また廃娼運動の他のリーダーたち、たとえば矯風会と並んで主要な廃娼運動団体として知られる廓清会の安部磯雄が、機関誌『廓清』紙上でくりかえし産児調節を論じ、産児調節を主題とした著書も1920年代から出版していることを考えれば²²⁾、久布白の産児調節への消極性が「廃娼運動家」であることに起因するとも考えられないのである。なぜ同じ「廃娼運動家」であり、同じくキリスト教徒でもある久布白と安部の、産児制限に対する関心の持ち方にこれほどの違いが出てくるのかという点については稿をあらためて論じることにするが、産児調節運動と廃娼運動との結節点をめぐって、第一に論じられるべき問題は優生思想である。久布白が産児調節運動に対して置いた距離が、産児調節運動に内包された優生思想との距離でもあったことを、次節で確認する。

4. 「混血児」論から世界平和論へ

優生保護法の制定過程をめぐる先行研究においては、その制定の背後に「混血児」問題

があったことが指摘されている。中絶を「やむをえないこと」と認めさせた要因として、大陸からの引き揚げの際にソ連兵などに強姦され妊娠した女性の堕胎問題や、占領軍兵士と日本女性との「混血児」の問題があり、「民族の純血」を守るというかたちでの人間の質へのこだわりが法制定の背後にあったとされている²³¹。ゆえに「混血児」問題は、優生思想との距離をはかる試金石であり、久布白がどのように「混血児」を論じたかということが重要なのは、そのような意味においてである。

久布白落実が基地周辺の「風紀」を論じるとき、占領軍兵士と日本女性との関係はその主要な論点であり、両者の間の「混血児」というテーマも重視されている。ただし『婦人と日本』で最初に「混血児」が論じられるのは第11号（1952（昭和27）年3月30日発行）の久布白三郎による取材記事で、「国際孤児の園を訪ねて」と題するエリザベス・サンダース・ホームと聖母愛児園についてのレポートであった。ここで久布白三郎は、次のように書いている。

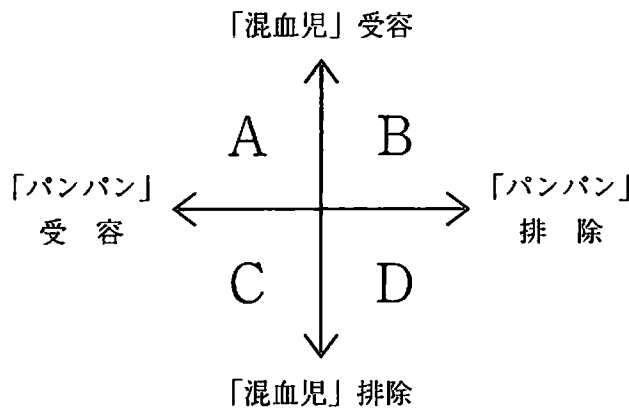
過去において、我々は、朝鮮や中国の人々に対して、何か軽ずる態度を持ち、又白人との混血児にも、児童間などでは、よほど揶揄つたりする風があつた。この人種的偏見の狭さは、どうしても国際人ではなかつた。戦時中の或る文部大臣の如きは「凡そ人間だなど言う抽象的な観念は無い、日本人だと言う自覚あつて、初めて人間だ。」などと言つた。日本人が日本人としての自覚と誇りを持つのは結構である。だが如何に混血児が多く出来たからと言つて決して、悲しむには及ばない。それは全く新しい人々なのだ。我々よりも、国際的な世界的な運命を持つ或るいは、我々の行きづまつた国民的欠点を新しい方向へ持つてゆき得る人々なのだ。

この久布白三郎の記事との関連は明示されていないが、久布白落実は1952年6月30日発行『婦人と日本』第13号の「私の日記」欄の中で、次のように記している。

六月十二日 国際婦人法律家大会開催の爲め米国から十四人の婦人法律家が見え、日本の最高裁判所で日本婦人法律家、判事検事九人其他の人々がこれを迎えて準備研究会が開かれた。翌十三日には、一行は日比谷の家庭裁判所を訪れた、此の日この数十名の調停委員等は共に何くれと協議し、又国際孤児問題についてのステートメントを一同に渡した。国際孤児問題はこれからである。米軍駐屯の継続する限り問題は続く、何とかよき解決法を見出さなければならない。

また『婦人と日本』第14号（1952年7月30日発行）の「私の日記」欄では、公娼制度復活反対協議会（会長は久布白落実）が解消され純潔問題中央委員会に改組する理由として「今後の混血児、風紀問題等種々考ふ可き問題があるのでここに一つ強力な問題に取り組む団体を必要とする訳である」と記しており、1952年に入って、久布白とその周辺において「混血児」問題が急速に重要課題として浮上してきたことがわかる。同年8月29日の彼女の日記には「純潔問題中央委員会第四回を矯風会本部で開く、混血児の母沢田夫人が、パール・バック、ルーズヴェルト夫人と連絡の下に渡米決定、其送別をも兼ねる」とあり、久布白の「混血児」論がエリザベス・サンダース・ホームの沢田美喜を多分に意識したものであることもわかる。

1952年という時期は、敗戦後7年が経過し、占領軍兵士との間の「混血児」が学齢期に達して、他誌においても、その教育問題が論じられるようになった時期であった。以下では『婦人と日本』誌上における「混血児」論が、当時の他誌における「混血児」論との関係でいかなる位置にあったかを考察したい。まず、当時の「混血児」論を、買売春をめぐる議論との関係で図式化すれば、次のようになる。



この図で重要なことは、「混血児」を受容あるいは排除するということと、当時「パンパン」と呼ばれた女性たちを受容あるいは排除するという問題とは、必ずしも重ならないという点である。「混血児」は容認するが「パンパン」は排除すべしという立場や、逆に「パンパン」は認めるが「混血児」は認めない、という議論が当時はあった。Aの「混血児」も「パンパン」もともに認める立場では、両者を生み出す社会構造こそが問題であると強調され、「混血児」差別や売春婦差別を批判する。Bの「混血児」は認めるが「パンパン」は認めないという立場においては、「混血児の母」と「パンパン」との差異が強調される。「混血児の母」は「パンパン」のような「²⁴⁾いかがわしい女」ではないという主張である。

Cの「パンパン」は容認するが「混血児」は生まれるべきでないとする意見は、売春婦が売春をするのは生存をかけた選択であってやむをえないが「混血児」は産むなという主張である。²⁵⁾Dは「混血児」も「パンパン」もともに蔑視し排除する立場である。このCやDの議論の前提には、産児調節や中絶という方法に対する高い評価がある。つまり「混血児」を妊娠しないためには避妊が必要であり、すでに「混血児」を妊娠してしまった女性に対しては中絶もやむなしという主張となりうるからである。「混血児」に対する拒絶感が強調されることの背後には、生まれてくる子供の質に対する強いこだわりがあり、そのようなこだわりは、容易に優生思想へと転化しうるものである。それゆえ、CやDにおいては「混血児」をその質によって差異化し、白人との混血であればよいが黒人との混血は好ましくないと論じ分ける意見がある。優生思想が問題となるのは、CおよびDである。

久布白落実の「混血児」論は、結論からいえば、CやDではない。久布白がAかBかという点については、本稿の2で既に論じたように、久布白は買売春を社会構造の問題ととらえ社会変革の必要を訴えていたという意味ではAであるが、同時に「パンパン」にも積極的に「更正」を求めており、その売春婦に対する態度には「受容」とは形容し難い面がある。たとえば久布白落実は「パンパンという闇の娘」について「彼等の生命は二年と持たない、ペニシリンも効かなくなってズンズン脱落してゆくとその書の記者も書いて居る。病氣と犯罪と、貧困とが彼等を悲しい最後へと導いてゆく、闇の娘と云つても残らず我等の娘である。もうこれ以上供給するには及ばない。彼等を守らねばならない」と表現している（『婦人と日本』第20号、1953（昭和28）年4月）。

CやDの立場と久布白の立場との違いについて考える際、重要なことは、彼女が「混血児」問題の何を問題化したかという点である。古屋芳雄は、「混血児」に対する拒絶感を強くあらわした論文の中で「混血問題」と「混血児問題」（「児童保護問題」）を分け、前者が重要であると説き、「混血」による「遺伝質の不調和」を強調した。²⁶⁾この古屋の分類にしたがうならば、久布白が問題化したのは後者の「混血児問題」すなわち「児童保護問題」のみである。彼女は「混血児」がしばしば「捨子若しくは捨子同然」となることが問題であるとした（『婦人と日本』第17号、1952（昭和27）年11月）。

かつて1900年に来日して娼妓の自由廃業に道をひらいたU・G・モルフィー元宣教師が、混血児問題のために再度来日した際、久布白は日米連絡の窓口となった。「〔モルフィーは〕米国には庶子法なるものがあり、父親はその子の母に対し養育費として月二十五弗乃至四十弗までの金を子供が十六歳まで払う義務があるとのことを申し出た。このことは、本誌『婦人と日本』から週刊朝日を通じて世間に発表され、既に、二三の母親が本社〔ジャパン・ウイメン社〕を訪問され、その中一人は、モルフィー氏を通じて、先方の父親から

養育費の一部が届けられるという成果を見た」（『婦人と日本』第23号、1953（昭和28）年7月）とのことであり、このケースについては約半年後に二度目の送金があったことも『婦人と日本』誌上で報告されている（『婦人と日本』第27号、1953（昭和28）年11月）。久布白にとって「混血児」問題の解決とは、まず第一に、「混血児」たちが貧困に陥ることをふせぐための養育費問題の解決であったということがわかる。

ただし、養育費請求という手段は、その請求すべき相手が判別できる場合にのみ意味を持つもので、父親が誰であるかわからない子どもが抱える経済的問題を解決するものではない。久布白はアメリカ軍基地の兵士による「婦女暴行の歴然たる事実」について「我が国民には全く、泣く子とアメリカ軍人には勝てぬというやうな観念を植えつけ」られていたと論じているが（『婦人と日本』第25号、1953（昭和28）年9月）、兵士らの「婦女暴行」そのものをなくさなければ、「混血児問題」の最終的解決とはならないと彼女は考え、具体策として、潜在的加害者としての基地の兵士の暴力行為を緩和する目的で設立された「兵士ホーム」という場に期待を寄せていた。呉にある「母の家ホーム」は、軍人たちに「あなたはもつともつと日本の事が知り度くはありませんか」と呼びかけ、華道、茶道、琴等を紹介するプログラムを組み、日本文化への理解を求めて「健全な交友の道」を開こうとする試みであり、『婦人と日本』誌上で紹介されている（『婦人と日本』第24号、1953（昭和28）年8月）。

また久布白は、より根本的な対策として、日本にアメリカの基地があるという現実を変えていくこと、そして「対米関係のみならず、中国や韓国とも共に国際正義に基いた交際が出来るやうに努力」する必要があるとも述べている（『婦人と日本』第25号、1953（昭和28）年9月）。ここに彼女の「混血児」論は国際政治論へと開かれてゆくのであり、いかにしてその「国際正義に基いた交際」のための条件を整えるかということが、以降の『婦人と日本』における時事評論において、主軸の一つとして据えられるのである。すでに本稿1で述べた原水爆反対運動についての論考もこうした文脈の中でとらえることができるのであり、この運動についての考察を彼女がナショナリズム批判として展開したことからもわかるように、「国際正義」論は、彼女の「国民」／「市民」論ともつながってゆく。とりわけアメリカ民主主義の動向については関心を寄せ、たとえば1957年9月号（7月30日発行）の「月間時評」欄は最初の項目として「アメリカ黒人の共学問題」を評し、アーカンソー州のハイスクールで軍隊まで動員して黒人学生の入学を拒んだ事件を批判したうえで「蓋し民主主義に、黒、白、黄の人種的差別があるわけがなく、又かかる差別感を超えてゆくところに、真の民主主義の生命があるわけであろう」と論じ、また1958年9月のアメリカ軍基地兵士による音大生射殺事件については「基地そのものの性格と若き米兵の日本人に

対する態度」を批判している（『婦人と日本』第71号、1958（昭和33）年6月）。民主主義の徹底という課題を、人種差別、民族差別との関係で考えようとする彼女の姿勢がそこにみえる。

1957年以降は日中関係についての論考がめだつ。1957年の春、久布白は、訪中日本婦人代表団の団長として中国へ「日本の婦人代表の団体訪問としては、先づ最初の画期的な訪問」をし、「両国の友好と、世界平和のために、つく」す旨、訴えているが（『婦人と日本』第58号～第62号、1957（昭和32）年2月～7月）、このこともまた「国際正義に基づいた交際」へむけた一つの実践とみるべきであろう。翌年1958年の中国婦女連合会の訪日団（団長は許広平）招請計画は「岸政府の中国に対する態度は、中国側の非常な反発を買つて了い」、いったん無期延期となったが（『婦人と日本』第72号、1958（昭和33）年7月）、その後「日中婦人交流会」が発足し、講演会、勉強会をひらく等、日中友好のための努力を続け、ようやく1961年3月、中国婦女連合会の訪日を実現させるのである（『婦人と日本』第86号、1961（昭和36）年4月）。

1960年代の『婦人と日本』は発行回数が大幅に減少し、そこからみえる久布白の足跡は断片的なものでしかない。しかし、最終号であると思われる第90号に記された言葉は、1950年代の『婦人と日本』で展開された主張が以後も一貫していることを示している。1964年の東京オリンピックをふりかえり、彼女は次のように述べている。「殊にマラソンでは十里の沿道につめかけた民衆が、手に手に旗を持ち、白、黒、褐、黄、の世界の選手に心からの声援を送った事は世界の祭典にふさはしい光景であった。これからの日本は世界の民に、隔ても憎しみも優越も卑下も皆取除いて行かなくてはならない」（『婦人と日本』第90号、1965（昭和40）年5月）。久布白落実が『婦人と日本』で求め続けた理想は、ここに集約されているといってい。

〔付記〕本稿の執筆にあたっては、高橋喜久江氏を通じ、日本キリスト教婦人矯風会より史料の貸与を受けました。この場をかりて、深謝いたします。

注

- 1) 娼婦運動の研究史については、藤野豊『性の国家管理 買売春の近現代史』（不二出版、2001年）の序章が先行研究文献リストとなっている。ただし藤野の娼婦運動観は、本稿の示すそれとは異なるものである。藤野の娼婦運動批判において重要な論点となっているのが、性病検診の問題、およびその問題との関わりで浮上する優生思想である。本稿は本文の中で、この二つの論点について、久布白に研究対象を限定して論じている。

- 2) 拙稿「『市民』が『国民』になるとき——久布白落実における『ホーム』論の転回」『キリスト教社会問題研究』第50号（2001年）、参照。
- 3) 高橋喜久江『久布白落実』（シリーズ福祉に生きる39巻、大空社、2001年）。なお久布白落実の「自伝」として刊行された『廃娼ひとすじ』は、久布白の死後、久布白の書いた文章（『婦人と日本』所収のものを含む）を高橋喜久江が再構成したものであることが「あとがき」に記されている（高橋喜久江「あとがきにかえて」〔久布白落実『廃娼ひとすじ』中公文庫、1981年、所収〕）。また『廃娼ひとすじ』というタイトルも、久布白落実本人によるものではなく、高橋が久布白の死後に考案したものであることが確認されている（高橋喜久江氏への林による聞き取りにおける発言。この聞き取りは、2001年12月、および2002年7月、日本キリスト教婦人矯風会本部の一室において行ったものである）。つまり久布白の全体像を「廃娼ひとすじ」と名づけたのは高橋であって、久布白本人ではない。
- 4) 日本キリスト教婦人矯風会本部所蔵の『婦人と日本』（製本済）の最終刊は第90号になっているが、第89号は欠けている。第90号には終刊の言葉がないため、第91号以降が発行されている可能性もある。その発行状況の確認は今後の課題である。
- 5) 前掲拙稿。
- 6) 前掲拙稿参照。久布白が1920年前後に、当時まだ一般的でなかった「市民」という言葉を用いた際、その言葉に託したイメージについて、彼女は二つの側面をあげている。一つは「デモクラシー」の担い手としての「市民」、もう一つは「シティ・テンプル」の訳語である「市民教会」において担い手となる人々としての「市民」である。前者の具体化への努力として婦人参政権運動等、法的権利の獲得運動があり、後者の具体化としては、東京市民教会（現・東京都民教会）の建設がある。東京市民教会建設の際イメージしたのは、イギリス・ロンドンの教会であったと「自伝」に記されている（前掲『廃娼ひとすじ』125頁）。
- 7) 米原謙は「市民」がさかんに議論されるようになったのは60年代以後のことであるとして、「市民」をめぐる政治思想について60年安保以後から論じている（『日本的「近代」への問い——思想史としての戦後政治』新評論、1995年）。小熊英二もまた「市民」という言葉の肯定的使用は1950年代後半、ことに60年安保以後であるとし、敗戦直後の知識人たちは「世界市民」を「プチブル」や「政治的無関心や利己主義の同義語」として用いていたと論じている（小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉 戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社、2002年）。
- 8) 久布白のイギリスへの関心の高さは、彼女の皇室論とも深く関係していると思われるが、その問題点についての考察は、今後の課題である。矯風会の皇室観については、片野真佐子「婦人矯風会に見る廃娼運動の思想——再び天皇制下の性と人間をめぐる——」（『日本女性史論集5 女性と宗教』吉川弘文館、1998年、初出は人間文化研究会『女性と文化』Ⅲ、JCA出版、1984年）、および、田中真人「『婦人新報』の皇室関連記事」（『キリスト教社会問題研究』第51号、2002年）を参照した。
- 9) 日本キリスト教婦人矯風会編『日本キリスト教婦人矯風会百年史』ドメス出版、1986年、698～699頁。
- 10) 藤目ゆき『性の歴史学 公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』（普及版）不二出版、1997年、419頁、423頁。

- 11) 久布白は、政府の囑託により米国を訪問することになった経緯について、共著『売春』（法学新書1、河出書房、1955年）にも記している。
- 12) 久布白によれば「アメリカン・プラン」とは、第一次世界大戦後、ウッドロー・ウィルソンが提唱した軍隊保護計画を社会衛生協会が具体化したもので、兵士および一般人の性病予防を目的として、陸軍と海軍の管轄管内に私娼および酒店の立ち入り禁止区域を設けるというものである（久布白落実「純潔日本の建設（一）」『婦人新報』1936年1月）。久布白はたしかにこの「アメリカン・プラン」を紹介してはいるが、彼女がアメリカについて評価するのは、この軍隊保護運動そのものではなく、これを引き金として国家的禁酒運動がおり、「サルーン（居酒屋）」すなわち娼家の廃止への流れとなり「絶娼国となる基礎を築いた」点である。久布白は、アメリカが「絶娼」への一步を踏み出した「内部的理由」として、「売淫行為者と、これ（売春婦の行為）によって莫大の利益を獲得する第三者とを分つ事」、および「男性に性の節制が何等健康に害なしとの科学上、又医学上の声明」を挙げている（久布白落実「純潔日本の建設（二）」『婦人新報』1936年2月）。つまり、久布白が買売春問題について問題化しようとしているのは、売春婦の存在そのものではなく、売春婦を利用・搾取して莫大な利益をあげる娼家と、「節制」は不可能であるとの論理のもとに売春婦を買う男性なのである。

ただし、社会衛生協会については、久布白が、ある期待を持って訪問したことも確かである。その期待について、久布白は次のように記している。「この〔アメリカの〕兵士が仏国の戦線に送られた時、仏軍将校は米司令官に問ふた。“貴下の軍隊は何程の婦人を要求されるか”と、これに対して米司令官は、“米国軍人である限りかかる必要はない”と云ひ切つて、第一大戦中終始この線で一貫したと云ふのである。自分は当時これを聞いて驚きと喜びで一ぱいであつた。そして其時心に決心した。若し我が国が廃娼を断行する暁には、自分は廃娼後の施設研究には必らず米国に来やうと」（『婦人と日本』第18号、1953（昭和28）年1月）。すなわち久布白が社会衛生協会に研究しようとしたのは「慰安婦」をとまなわないうな軍のありかたであったということである。
- 13) 荻野美穂「性の衛生学」（草光俊雄・近藤和彦ほか編『英国をみる 歴史と社会』11号、1991年1月、荻野美穂『ジェンダー化される身体』（勁草書房、2002年）に再収録）参照。
- 14) ジョセフィン・バトラーについての同趣旨の紹介文は「国民の種々層と性問題」（『婦人新報』1937年7月）にもある。
- 15) 前掲拙稿、参照。
- 16) 荻野前掲「性の衛生学」。
- 17) この点、久布白の売春禁止論と、売春等処罰法案を提出した神近市子らの売春論とが大きく異なることを確認しておかねばならない。藤野豊は、神近市子らにみられる娼婦の人権軽視と優生思想を「戦前の廃娼運動以来、娼婦に対する差別の根底にあった論理」とであるとして批判するが（前掲藤野『性の国家管理』228頁）、神近の編著『サヨナラ人間売買』は、むしろ神近と「戦前の廃娼運動」との断絶を感じさせる内容となっている。神近は伊藤秀吉へのインタビューの中で、代表的な廃娼運動団体である廓清会の名称を聞きなおしたり、戦前の娼妓の生活について「その時代はのんびり生理休暇は、とれたんじゃないですか？」と質問して、伊藤に驚かされている。また、神近自身は売春等処罰法案提出について、自分の熱意によるものではな

く、いくつかの偶然が重なった結果であったことを記している（神近市子「売春法うらばなし」『わが青春の告白』1957年、毎日新聞社）。「売春婦処罰」をめぐる当時の議論においては、一方で神近らの「売春婦自体も処罰せよ」との考え方があるのに対し、他方で団藤重光らの「売春婦は罰しなくてもいい」との立場があり、『婦人と日本』が支持するのは、後者である。ただし久布白落實の関心は「売春婦処罰」の是非について理論的に整理することではなく、婦人保護施設の設置問題等であり、売春防止法の理念そのものよりも、その実施方法に関心を寄せていたことがわかる。

- 18) 久布白は、同じ文章の中で、次のようにも論じている。「甦生の道を道をけわしくするのは、人々の白い眼だ、と云う事はだんだんわかつて来て居らう（中略）我々もここ何年かの間には、売春婦と云ふ言葉もなくして仕舞ひ度いものだ」（『婦人と日本』第70号、1958（昭和33）年5月）。
- 19) 前掲高橋『久布白落實』119頁。
- 20) 久布白落實『湯浅初子』（1937年に東京市民教会出版部から発行されたものの復刻版、伝記叢書169）大空社、1995年、4頁。
- 21) 荻野美穂「反転した国策——家族計画運動の展開と帰結——」『思想』2003年11月。
- 22) 安部磯雄の産児調節論としては、『産児制限論』（実業之日本社、1922年）、『産児制限の理論と実際』（馬島憊との共著、文化学会、1925年）、『人口問題と産児制限論』（農村問題叢書刊行会、1927年）、『生活問題から見た産児調節』（東京堂、1931年）等があり、『廓清』誌上でも、1920年ごろから産児調節を主題とした記事がみられる。『廓清』の産児調節論を扱った先行研究に、畠中暁子「『廓清』における産児調節論の展開——障害者の生まれ生きる権利と女性の生きる権利及び産み育てる権利の展開——」（『キリスト教社会問題研究』第50号、2001年）がある。また明治から戦後までの日本における産児調節運動の概要を論じたものとして荻野美穂「解説 産児調節運動編」『性と生殖の人権問題資料集成 解説・総目次・索引』不二出版、2000年、がある。
- 23) 荻野美穂「家族計画への道——敗戦日本の再建と受胎調節——」『思想』2001年6月。
- 24) このような主張は、たとえば湯沢令子・竹下栄子「対談 混血児の母は訴える」（『婦人公論』1953年9月）の竹下の次のような語りのなかにみられる。「世間の人にはっきり言いたいのは、混血児を手許において苦しんでいる母親は絶対とっていいくらい、いかがわしい女ではないということです。まかり間違って商売女が子供を生んだ場合は、手許で育てませんですよ。パンパンの生んだ子供は、混血児百人のうち一人半だそうですね」。
- 25) たとえば中原ゆき子「教師の良心」（山川菊栄・丸岡秀子編『母と女教師と』和光社、1953年、所収）は「街娼とは、もしかすると日本の女性のすべてのぎりぎりの姿であるかも知れないのだ。或は私たち自身の姿であるかも知れないのだ。彼女らをかくあらしめている基地そのもの、アメリカ兵そのものへの憤りはあつても、その人たちへの個人的な軽侮や憎しみはない」と論じるが、他方で「彼女たち〔街娼〕自身による基地浄化」として「混血児を生まない」ことを挙げている。
- 26) 古屋芳雄「混血ものがたり——世界的に見た混血児問題——」『婦人公論』1953年4月。『婦人と日本』誌上においては「混血児」の「遺伝」問題について、久布白三郎による記事がある。

久布白三郎は駒井卓（国立遺伝学研究所長）の説を紹介し、次のように論じている。「混血は、遺伝学上如何なる民族にも、害もなければ、益もない。現代日本で問題になっている混血児の問題は、遺伝学上の問題はなく、社会学上の問題である」「黒人・白人共に、知能性質等一般に何ら異つた点はない、あるとすればそれは単に個人的な相違にすぎない」「要するに、多くの混血児諸君と我々とは、皮膚の色は確かに違うであらうが、人間としては何等変はるところはないのだ。この解り切つたことを、どうしても解らなくするのが、あらゆる民族国家間にある人種的偏見と、社界的な因果観念であらう」（「遺伝学と混血問題」『婦人と日本』第19号、1953（昭和28）年2月）。久布白三郎の思想と久布白落実のそれとは、それぞれ別個のものとして検討する必要があるが、『婦人と日本』は久布白落実主幹の個人誌という位置づけであるから、久布白三郎による記事も、久布白落実の編集方針に沿ったものと見ることができる。ただし、この記事に限らず、久布白落実の署名記事と久布白三郎のそれとでは、その論じかたに多くの相違点がみられることも確かである。本稿は久布白落実論であるから、久布白三郎の思想には深く立ち入らない。両者の比較は今後の課題である。

（はやし ようこ 大阪大学大学院文学研究科博士後期課程）